

## 「STOCK POINT 現物受取サービス規約」新旧対照表

2025年6月20日

(下線部変更)

新	旧
<p>第1条 (目的)</p> <p>1. 本規約は、お客様とCHEER証券株式会社（以下「当社」といいます。）との間で行うSTOCK POINT株式会社の<u>「株価連動ポイント」</u>（以下「銘柄ポイント」と称します。）を用いたポイント運用サービス（以下「ポイントサービス」と称します。）を利用して獲得した銘柄ポイントを現金相当に交換した後、当社に開設した証券口座で現物株式等を受取る（買付）サービスおよび銘柄ポイントの現金相当額の取扱い（以下「本サービス」と称します。）を明確にすることを目的とします。</p> <p>2. 省略</p>	<p>第1条 (目的)</p> <p>1. 本規約は、お客様とCHEER証券株式会社（以下「当社」といいます。）との間で行うSTOCK POINT株式会社が提供する株価連動ポイントサービス「Stock Point for CHEER証券」およびポイント株主プログラム「ココカブ」（以下「ポイントサービス」と称します。）を利用して獲得した銘柄ポイントを現金相当に交換し、当社に開設した証券口座で現物株式等を受取る（買付）サービスの取扱いを明確にすることを目的といたします。</p> <p>2. 省略</p>
<p>第4条 (現物株式等の受取)</p> <p>1. 省略</p> <p>2. 本サービスで現物株式等を受取るための買付け発注金額は、「<u>米国株式店頭取引サービス取扱規約</u>」または「<u>国内株式店頭取引サービス取扱規約</u>」（以下、両規約を「<u>当社店頭取引サービス規約</u>」）といたします。）に関わらず、（以下、省略）。</p> <p>3. 省略</p>	<p>第4条 (現物株式等の受取り)</p> <p>1. 省略</p> <p>2. 本サービスで現物株式等を受取るための買付け発注金額は、<u>各種店頭取引サービス規約</u>に関わらず、（以下、省略）。</p> <p>3. 省略</p>
<p>第5条 (お客様への通知)</p> <p>1. 買付結果のご通知は「<u>当社店頭取引サービス規約</u>」に基づき、（以下、省略）。</p> <p>2. 省略</p>	<p>第5条 (お客様への通知)</p> <p>1. 買付結果のご通知は「<u>米国株式店頭取引サービス取扱規約</u>」または「<u>国内株式店頭取引サービス取扱規約</u>」に基づき、（以下、省略）。</p> <p>2. 省略</p>
<p>第6条 (受取権利の消滅)</p> <p><u>お客様がポイントサービスにおいて銘柄ポイントを現金相当額に交換後、当社に開設した証券口座にて現物株式等の受取処理の成立前に、お客様からの口座解約指示があった場合、または口座閉鎖もしくは本サービスが終了した場合、または法令上不適切な利用と判断された場合にはお客様の現金相当額の受取権利は消滅し、当社に当該現金相当額を受領する権利が生じるものとします。</u></p>	<p>第6条 (受取り権利の消滅)</p> <p><u>お客様の口座解約指示、口座閉鎖もしくは本サービスを終了する場合、または当社が不適切な利用と判断した場合には現金相当額の受取り権利が消滅します。</u></p>
<p>第7条 (現物株式の買付停止)</p> <p><u>お客様がポイントサービスにおいて銘柄ポイントを現金相当額に交換後、当社に開設した証券口座にて現物株式等の受取処理の成立前に、当該銘柄が「当社店頭取引サービス規約」により買付停止となる場合は、以下の取扱いとなります。</u></p>	<p>新設</p>

新	旧
<p><u>1. 買付停止後は、現物株式等の受取りによる買付は成立いたしません。</u></p> <p><u>2. 当該銘柄が「当社店頭取引サービス規約」に基づき、当社店頭取引サービスの取扱い銘柄から除外された場合は、その事由が発生した日より30営業日以内にお客様の証券口座へ銘柄ポイントの現金相当額を換価のうえに入金いたします。本入金を以て、お客様の現金相当額の受取権利は行使されたものとします。</u></p> <p>第8条（サービスの停止・中止・終了）</p> <p>第9条（規約の変更）</p>	<p>第7条（サービスの停止・中止・終了）</p> <p>第8条（規約の変更）</p>

以 上